

建設業者団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長
(公 印 省 略)

安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」の提言を踏まえて、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及等に関して検討を進めてまいりました。このうち、「安全衛生対策項目の確認表」については、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（令和5年8月9日国不専建第24号）を発出し、建設業者団体等における取組を要請したところです。

今般、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を促進するため、「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」（以下「作成手順」という。）（別添1）」を作成しました。各専門工事業団体におかれましては、「作成手順」及び先行的に作成した工種の標準見積書[※]（別添2）を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を検討、作成いただくようお願いいたします。

また、すべての建設企業におかれましては、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いいたします。

なお、標準見積書の作成及び活用については、「標準見積書の活用等による法定福利費の確保の推進について」（平成25年5月10日付国土建労第7号）及び「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付国不建キ第15号）において法定福利費及び労務費の内訳明示及び労務費の見積りにおける建設技能者の地位や技能の反映の推進を要請しており、引き続き、取組を進めていただくようお願いいたします。

※ 専門工事業団体の協力を得て、2工種（型枠、左官）の標準見積書を先行的に検討・作成。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室 沖川、青木

Tel : 03-5253-8111（内線 24861、24813）

03-5253-8282（直通）

Fax : 03-5253-1555

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」及び安全衛生経費を内訳として明示した「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

安全衛生経費を内訳として明示した見積書（標準見積書）とは、下請負人が元請負人（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常認められる原価」に含まれるものです。

2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法

安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、ひいては下請までの適切な支払いに繋がっていないことが考えられます。

このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、できる限り明確にする必要があります。

以下に、安全衛生経費の算出方法を例示します。

（1）内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、下請負人が費用負担することと確認した項目とする。

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

（2）安全衛生経費の基本的な算出方法

① 個別工事現場（作業場）における安全衛生経費

安全衛生管理常駐者経費や安全衛生管理活動費、立入禁止措置、開口部養生設置費用等の個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned}
 \text{安全衛生経費 A} &= \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \\
 \text{安全衛生経費 B} &= \text{施工量 B} \times \text{単価 B} \\
 &\vdots \\
 &\vdots \\
 \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費 (A + B + \dots)}
 \end{aligned}$$

② 個別工事現場（作業場）における建設技能者にかかる安全衛生経費

1) 積み上げ計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、使用する延べ人工数に耐用日数で除した単価を乗じて積算する積み上げ計算を行う。

$$\begin{aligned}
 \text{安全衛生経費 A} &= \text{延べ人工数 A} \times \text{単価 A} \div \text{耐用日数 A} \\
 \text{安全衛生経費 B} &= \text{延べ人工数 B} \times \text{単価 B} \div \text{耐用日数 B} \\
 &\vdots \\
 &\vdots \\
 \Sigma \text{安全衛生経費} &= \text{安全衛生経費 (A + B + \dots)}
 \end{aligned}$$

2) 率計算

保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等について、個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乘じて安全衛生経費とする。（この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある）

【工事金額から算出する場合】

A = 1年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額

B = 1年間の売上高（工事請負額）

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額（値引き前、法定福利費加算前）× C

【労務費から算出する場合】

A = 1年間の自社で建設技能者用に購入した保護具等の総額

B = 建設技能者の年収

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の労務費（値引き前、法定福利費加算前）× C

③ 店で支出する安全衛生経費

安全大会や安全衛生責任者教育などの店で支出する安全衛生経費について、自社の支出実績に基づくデータ等を用いて積算し、工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。(この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある)

【工事金額から算出する場合】

A = 1年間の店で支出した安全衛生経費の総額

B = 1年間の売上高(工事請負額)

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額(値引き前、法定福利費加算前) × C

【労務費から算出する場合】

A = 1年間の店で支出した安全衛生経費の総額

B = 建設技能者の年収

C = A ÷ B

安全衛生経費 = 個別工事の労務費(値引き前、法定福利費加算前) × C

3. 安全衛生経費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q 1 何故、見積書に安全衛生経費を内訳として明示する必要があるのでしょうか？

A 1 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。このためには、下請負人が元請負人(直近上位の注文者)に対して提出している見積書を、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することが有効と考えております。

Q 2 見積金額には元々、安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 2 安全衛生経費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし労働災害防止対策を適切に実施するためには、必要な安全衛生経費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、

(中略) 下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、あるいは「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

Q 3 安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を専門工事業団体が作成するのは何故ですか？

A 3 安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出する必要があります。

一方、各専門工事業団体においては、社会保険加入問題への対策として、法定福利費を内訳明示した標準見積書の作成・普及が進められており、安全衛生経費についても、この取組を参考にしつつ、実施することが有効と考えられますので、各専門工事業団体においては、工種の特性等を踏まえた安全衛生経費を内訳明示した標準見積書を作成し、各団体に所属する建設業者等へ活用するよう積極的に周知するようお願いします。

Q 4 安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出しなければならないのでしょうか？

A 4 内訳明示する安全衛生経費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに必要な経費を算出するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って、安全衛生経費を算出する必要はありません。各専門工事業団体等が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が安全衛生経費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q 5 安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等が作成した標準見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

A 5 安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用は、必要な安全衛生経費を確保することを目的としていますので、安全衛生経費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積

書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

Q 6 安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務ですか？

A 6 労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務付けています。

建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、下請負人まで必要な安全衛生経費を適切に確保することが重要です。このため、見積りに当たっては従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で工種の特性等に応じて、安全衛生経費を内訳明示した見積書が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして安全衛生経費が内訳明示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進することが必要です。

この取組については、見積書を提出する際に安全衛生経費を内訳として明示することを直接的に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に適正な安全衛生経費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、当該経費相当額を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元下間の取引依存度によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

Q 7 再下請負人に工事を発注する場合は、再下請負人の安全衛生経費も含めて見積書を作成するのでしょうか？

A 7 再下請負人に工事を発注する予定がある場合には、再下請負人の安全衛生経費を含めて注文者に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、再下請負人に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。

また、見積書では、注文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、どれくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（再下請代金）そのものが項目とし計上されているわけではありません。

したがって、自社が施工する場合に必要な安全衛生経費を算出すれば、再下請代金に含まれる安全衛生経費も含まれるものと考えられます。

Q 8 安全衛生経費として算出する範囲は？

A 8 安全衛生経費については、その範囲が必ずしも明確ではありません。このため、算出する範囲については、各専門工事業団体が作成した「安全衛生対策項目の確認表」等を活用し、元下間で安全衛生対策の内容を確認し、その分担（対策の実施、費用負担）を共有した上で算出する必要があります。

Q 9 見積金額には元々、直接工事費や一般管理費などの中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 9 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、（中略）下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を直接工事費や一般管理費などから切り出して内訳をしっかりと明示した見積書を作成していただくことが求められます。

Q 10 これまで元請負人に提出している見積書は、労務費や材料費、運搬費、経費などが含まれる複合単価として、その中に安全衛生経費を適正に含めているが、それでも安全衛生経費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか？

A 10 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費の適切な確保が必要です。安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとされています。

国土交通省では、「建設業法令遵守ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できる

とともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない。」こと、「下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべきである。」こと、あるいは「元請負人及び下請負人は、(中略)下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要である。」こと等、安全衛生経費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、安全衛生経費を複合単価から切り出して内訳をしっかりと明示した見積書を作成していただくことが求められます。

型枠工事

別添 2

〇〇建設株式会社 御中

御見積書

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

提出期限

施工費 ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

納期工期 RC造病院

法定福利費 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

現場質疑 地上7階建てRC造

合計 ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

工事番号 搬出入は8トクユニック車以上

施工場所

業者コード

特記事項

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

名称	仕様	単位	員数	単価	金額	単価	金額	備考
a. 労務費								
	計 (a)	m ²						
b. 材料費		m ²						
c. 型枠運搬費		m ²						
	計 (a+b+c)	m ²						
d. 一般管理費		% m ²						
e. 安全衛生経費		% m ²						
	計 (a+b+c+d+e)	m ²						
	消費税	10%						
	A. 施工費計							
法定福利費	※雇用主負担率	% m ²						
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費税	10%						
	B. 法定福利費計							
	合計 (A+B)							

2024年3月14日

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額	<input type="text"/>	円	E 現場総数量	<input type="text"/>	m ²
F 型枠工期	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>	→	<input type="text"/> 延月数
安全衛生経費率【A/D+B/C】			<input type="text"/> %		
安全衛生経費			<input type="text"/> 円		
型枠m ² 当り安全衛生経費			<input type="text"/> 円/m ²		

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。

(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽 (ヘルメット)	1			0.00	0
(2) 墜落制止用器具 (安全帯)	2	0		0.00	0
(3) 安全靴	0.5	0		0.00	0
(4) 空調服	2	0		0.00	0
(5) その他 1 (<input type="text"/>)	1	0		0.00	0
(6) その他 2 (<input type="text"/>)	1	0		0.00	0
				小計	0

※1年 252日 21日×12か月 とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

単価 時間 日数 費用総額(円)

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した1年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。

自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

1. 労災保険料（年間）

- (1) 会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料
- (2) 加工場・置場・ヤードの労災保険料
- (3) 中小事業主・一人親方の特別加入保険料

※保険料の還付金は含めない。

費用総額(円)	
小計	0 a

2. 労災上乗せ保険料

役員保険、会社従業員、技能者（自社・下請）、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。

※保険料の還付金等は含めない。

費用総額(円)
b

3. 健康診断費用

自社で実施し支出した費用

費用総額(円)
c

4. 元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費

自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）

費用総額(円)
d

5. 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費

全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。

費用総額(円)
e

6. 店社安全活動費

- (1) 安全大会開催費
- (2) 安全衛生教育費

安全衛生法令に定める法定教育（技能講習、特別教育等）取得費の総額

費用総額(円)

7. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。(損害保険等)

- (1) 記載項目 ()
- (2) 記載項目 ()
- (3) 記載項目 ()
- (4) 記載項目 ()
- (5) 記載項目 ()
- (6) 記載項目 ()
- (7) 記載項目 ()

費用総額(円)

	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
小計	<input type="text" value="0"/> g
合計	<input type="text" value="0"/>

B 店社安全衛生経費 (a+b+c+d+e+f+g)

C 完成工事原価 (売上原価)

直近決算の損益計算書における完成工事原価

(円)

店社安全衛生経費率

店社安全衛生経費率【B/C】

型枠工事安全衛生経費算定シート作成手順

2023年12月18日

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名 ○○○○病院

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額	63,548,567	円	E 現場総数量	9,019.0	m ²
F 型枠工期	2023年12月	~	2024年6月	→	7 延月数
安全衛生経費率【A/D+B/C】			2.08%		
安全衛生経費			1,321,245 円		
型枠m ² 当り安全衛生経費			146 円/m ²		

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。

(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽 (ヘルメット)	1	1,683	5,200	20.63	34,729
(2) 墜落制止用器具 (安全帯)	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3) 安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4) 空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5) その他1 (保護メガネ)	1	1,683	700	2.78	4,675
(6) その他2 (反射ベスト)	1	1,683	1,000	3.97	6,679
小計					446,796

※1年 252日 21日×12か月 とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1) 記載項目 (職長安全巡回等)	27,500	0.5	147	288,750
(2) 記載項目 (職長パトロール週1回)	27,500	1	28	110,000
(3) 記載項目 ()				
(4) 記載項目 ()				
(5) 記載項目 ()				
(6) 記載項目 ()				
(7) 記載項目 ()				
小計				398,750
合計				845,546

A 現場安全経費

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A/D】 1.33%

シート1

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した1年間(決算期間)の費用等明細を入れてください。
自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

1. 労災保険料(年間)

- 会社(支店・営業所を含む内勤部門)の労災保険料
- 加工場・置場・ヤードの労災保険料
- 中小事業主・一人親方の特別加入保険料
※保険料の還付金は含めない。

費用総額(円)	
(1) 会社	62,000
(2) 加工場・置場・ヤード	293,000
(3) 中小事業主・一人親方	82,000
小計	437,000 a
費用総額(円)	390,000 b

2. 労災上乗せ保険料

- 役員保険、会社従業員、技能者(自社・下請)、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協会等で行う上乗せ保険料を含む。
※保険料の還付金等は含めない。

費用総額(円) 679,000 c

3. 健康診断費用

- 自社で実施し支出した費用

費用総額(円) 701,000 d

4. 元請会社の設置する安全衛生協会(防災協等)の会費

- 自社で支出する費用の全額(関係元請会社に支払う総額)

費用総額(円) 1,359,000 e

5. 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費

- 全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。

費用総額(円) 1,500,000
400,000

6. 店社安全活動費

- 安全大会開催費
- 安全衛生教育費
安全衛生法令に定める法定教育(技能講習、特別教育等)取得費の総額

小計 1,900,000 f

シート2

7. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目案

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。

- 記載項目 (事業保障保険)
- 記載項目 (○○工務店安全協会)
- 記載項目 (大工・解体職長勉強会)
- 記載項目 (資材加工ヤード熱中症対策スポットクーラー設置費)
- 記載項目 (資材加工ヤード安全点検費) 27,500*0.5日*12
- 記載項目 ()
- 記載項目 ()

B 店社安全衛生経費 (a+b+c+d+e+f+g)

C 完成工事原価(売上原価)

直近決算の損益計算書における完成工事原価

店社等安全衛生経費率

店社等安全衛生経費率

シート3

現場名 **① 標準単価 病院 (在来スラブ工法)**

【安全衛生経費・安全衛生経費率】

D 現場見積金額	② 63,548,567 円	E 現場総数量	③ 9,019.0 m ²
F 型枠工期	① 2023年12月 ~ ① 2024年6月	→	① 7 延月数
安全衛生経費率【A/D+B/C】		2.08% %	
安全衛生経費		1,321,245 円	
型枠m ² 当り安全衛生経費		146 円/m ²	

※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入

あらかじめ、日本型枠標準見積書を作成して
事安全経費 算出シートを作成する。

- ① 工事名称・工期を記入
- ② 一般管理費を含まない直接工事費（労務運搬費の小計a+b+c）の金額を入れる
- ③ 型枠の見積総m²数量を入れる

御見積書

日本型枠工事業協会

御中

下記の通りお見積り申し上げます。

工事名称	① 新賃金カーブ 標準単価 病院(在来スラブ工法)
施工費	¥82,764,000(税込)
法定福利費	¥7,599,076(税込)
合計	¥90,363,076(税込)
施工場所	東京都下
特記事項	揚重機元請支給。場内小運搬台車元請支給。搬出入トラック8トニック程度使用。支保工足元滑動防止はサボート底板と床土真板との釘止めによる。特殊支保工元請支給。

①

提出期限	2023/9/13
納期工期	RC造病院
現場質疑	地上7階建てRC造
工事番号	搬出入は8トニック車以上
項目番号	階段1・EV1、基礎H2450
業者コード	1FH3600、2FH3600、3F~H3300
会社名	
住所	
電話番号	
FAX番号	

法定福利費の値引きは不可。

図面仕様書契約条項及び現場係員指示によること。

名称	仕様	単位	員数	単価	金額	単価	金額	備考
在来スラブ工法								
a. 労務費								
基礎普通型枠		m	972.0	¥3,461	¥3,364,092			
基礎打放型枠		m	8.0	¥3,451	¥27,608			
地上普通型枠		m	5,994.0	¥4,507	¥27,014,958			
地上打放型枠		m	2,045.0	¥4,559	¥9,323,155			
接近工法片面型枠補足		m	72.0	¥999	¥71,928			
ビット排水溝	W150×H50	m	59.0	¥1,826	¥107,734			
パルコニー排水溝	W150×H50	m	192.0	¥1,800	¥345,600			
屋上排水溝	W350×H50	m	37.0	¥1,822	¥67,414			
捨てコン枠	H50	m	421.0	¥553	¥232,813			
打巻目地型枠		m	546.0	¥602	¥328,692			
誘発目地型枠		m	430.0	¥607	¥261,010			
構造スリット	垂直	m	643.0	¥1,608	¥1,033,944			構造スリット元請支給

名称	仕様	単位	員数	単価	金額	単価	金額
構造スリット	水平	m	329.0	¥1,267	¥416,843		
ポリスチレンフォーム貼付け	配管ビット天井	m ²	69.0	¥1,120	¥77,280		
ポリスチレンフォーム貼付け	配管ビット壁	m ²	11.0	¥3,149	¥34,639		
吊りフック金物取付		箇所	2.0	¥7,993	¥15,986		
計(a)		m ²	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696		
b. 材料費		m ²	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271		
c. 型枠運搬費		m ²	9,019.0	¥400	¥3,607,600		
計(a+b+c)		m ²	③ 9,019.0	¥7,046	¥63,548,567	②	
d. 一般管理費		m ²	18.4%	9,019.0	¥1,296	¥11,692,936	
計(a+b+c+d)		m ²	9,019.0	¥8,343	¥75,241,503		
e. 出精値引き					¥1,503		
計(a+b+c+d-e)		m ²	9,019.0	¥8,342	¥75,240,000		
消費税	10%				¥7,524,000		
A. 施工費計					¥82,764,000		
法定福利費	※雇用主負担率	16.170%	m ²	9,019.0	¥766	¥6,908,251	
	※当工事従事者加入率	100.0%			¥6,908,251		
	消費税	10%			¥690,825		
B. 法定福利費計					¥7,599,076		
合計(A+B)					¥90,363,076		

A 現場の安全経費

1. 保護具の購入費

下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。

(請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)

	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽 (ヘルメット)	⑤ 1	④ 1,683	⑥ 5,200	20.63	34,729
(2) 墜落制止用器具 (安全帯)	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3) 安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4) 空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5) その他 1 (保護メガネ)	1	1,683	700	2.78	4,675
(6) その他 2 (反射ベスト)	1	1,683	1,000	3.97	6,679
小計					446,796

※1年 252日 21日×12か月 とします。

※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。

2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)

	単価	時間	日数	費用総額(円)
(1) 記載項目 (職長安全巡回等 ⑦)	27,500	0.5	147	288,750
(2) 記載項目 (職長会パトロール週1回)	27,500	1	28	110,000
(3) 記載項目 ()				
(4) 記載項目 ()				
(5) 記載項目 ()				
(6) 記載項目 ()				
(7) 記載項目 ()				
小計				398,750
合計				845,546

A 現場安全経費

現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費率【A/D】 1 1.33%

現場特有の安全経費算出

④ 日本型枠標準見積書の労務費より大工+解体を入れる

⑤ 各保護具の耐用年数を入れる

⑥ 各安全保護具の購入単価を入れる

購入単価÷耐用年数 (1年252日) = 各保護具の1日あたりの自動計算

⑦ 個別現場の安全衛生経費

例 職長安全巡回 毎日 30分

設計労務単価 (東京) 27,500×0.5時間×(工期7か月×21日) 各社現場に合わせた経費の算出を行ってください

労務費の計算

型枠大工							型枠解体工						
名称	仕様	数量	単位	歩掛 数量/人	人工 人	人件費 円/人	金額 円	単価 円/数量	歩掛 数量/人	人工 人	人件費 円/人	金額 円	単価 円
振礎普通型枠		972.0	m	9.7	100.2	¥26,642	¥2,669,528	¥2,746.4	29.4	33.1	¥20,971	¥694,140	m
振礎打放型枠		8.0	m	9.6	0.8	¥26,642	¥21,314	¥2,664.2	29.4	0.3	¥20,971	¥6,291	m
地上普通型枠		5994.0	m	7.2	832.5	¥26,642	¥22,179,465	¥3,700.3	26.0	230.5	¥20,971	¥4,833,816	m
地上打放型枠		2045.0	m	7.1	288.0	¥26,642	¥7,672,896	¥3,752.0	26.0	78.7	¥20,971	¥1,650,418	m
搬送工法片面型枠補足		72.0	m	26.6	2.7	¥26,642	¥71,933	¥999.1	0.0	0.0	¥20,971	¥0	m
ピット排水溝	W150×H50	59.0	m	19.2	3.1	¥26,642	¥82,590	¥1,398.8	48.6	1.2	¥20,971	¥25,165	m
パレコニー排水溝	W150×H50	192.0	m	19.4	9.9	¥26,642	¥263,756	¥1,373.7	49.0	3.9	¥20,971	¥81,787	m
無上排水溝	W350×H50	37.0	m	19.4	1.9	¥26,642	¥50,620	¥1,368.1	49.0	0.8	¥20,971	¥16,777	m
捨てコン枠	H50	421.0	m	71.6	5.9	¥26,642	¥157,198	¥373.4	116.0	3.6	¥20,971	¥75,496	m
打雑目地型枠		548.0	m	71.0	7.7	¥26,642	¥205,143	¥375.7	92.0	5.9	¥20,971	¥123,729	m
透雑目地型枠		430.0	m	70.6	6.1	¥26,642	¥162,516	¥377.9	92.0	4.7	¥20,971	¥98,564	m
構造スリット	垂直	643.0	m	19.8	32.5	¥26,642	¥865,865	¥1,346.6	90.0	8.0	¥20,971	¥167,768	m
構造スリット	水平	329.0	m	26.4	12.5	¥26,642	¥333,025	¥1,012.2	82.0	4.0	¥20,971	¥83,884	m
新引筋のフェルト付け	配管ピット天井	69.0	m	23.4	2.9	¥26,642	¥77,262	¥1,119.7	0.0	0.0	¥20,971	¥0	m
新引筋のフェルト付け	配管ピット壁	11.0	m	8.4	1.3	¥26,642	¥34,635	¥3,148.6	0.0	0.0	¥20,971	¥0	m
吊りフック金物取付		2.0	箇所	3.2	0.6	¥26,642	¥15,985	¥7,992.6	0.0	0.0	¥20,971	¥0	m
合計		9,019.0		6.3	1,308.6		¥34,863,721	¥3,886.6	24.1	374.7		¥7,857,835	m

④ 総人工 大工1308.6+解体374.7=1683人

1 現場安全衛生経費率 A現場安全経費/D現場見

B 店社安全衛生経費

下記項目について、自社で支出した1年間（決算期間）の費用等明細を入れてください。
 自社で支出した下請会社に係る費用も含めてください。

1. 労災保険料（年間）

- (1) 会社（支店・営業所を含む内勤部門）の労災保険料
 - (2) 加工場・置場・ヤードの労災保険料
 - (3) 中小事業主・一人親方の特別加入保険料
- ※保険料の還付金は含めない。

費用総額(円)	
	62,000
⑧	293,000
	82,000
小計	437,000 a

2. 労災上乘せ保険料

- 役員保険、会社従業員、技能者（自社・下請）、一人親方保険を全て含む
 複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乘せ保険料を含む。
 ※保険料の還付金等は含めない。

費用総額(円)	
⑨	390,000 b

3. 健康診断費用

- 自社で実施し支出した費用

費用総額(円)	
⑩	679,000 c

4. 元請会社の設置する安全衛生協力会（災防協等）の会費

- 自社で支出する費用の全額（関係元請会社に支払う総額）

費用総額(円)	
⑪	701,000 d

5. 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費

- 全工事現場における自社で支出する費用の年間総額。

費用総額(円)	
⑫	1,359,000 e

6. 店社安全活動費

- (1) 安全大会開催費
 - (2) 安全衛生教育費
- 安全衛生法令に定める法定教育（技能講習、特別教育等）取得費の総額

費用総額(円)	
⑬	1,500,000
⑭	400,000

小計	1,900,000 f
----	-------------

各社の年間安全経費から各現場の安全経費算出
 (%、㎡/円)

⑧ 各社各項目の年間保険料

⑨ 各社の労災上乘せ保険料

⑩ 各社健康診断料（下請合同の健康診断も含む）

⑪ 元請の災害防止会費

⑫ 各現場の安全協力会費

⑬ 各社安全衛生大会費

（店社安全協力会費で負担している場合は）

⑭ 安全衛生教育費

例 各種技能教育・特別教育

職長・玉掛・支保工再教育（5年ごと）

7. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目案

下記項目について、各会社の特有の安全活動費を入れてください。（損害保険等）

		費用総額(円)
(1) 記載項目 (事業保障保険)		542,000
(2) 記載項目 (○○工務店安全協力会費)		700,000
(3) 記載項目 (大工・解体職長勉強会)	⑮	600,000
(4) 記載項目 (資材加工ヤード熱中症対策スポットクーラー設置費)		200,000
(5) 記載項目 (資材加工ヤード安全点検費) 27,500*0.5日*12カ月		165,000
(6) 記載項目 ()		
(7) 記載項目 ()		
	小計	2,207,000 g
B 店社安全衛生経費 (a+b+c+d+e+f+g)	合計	7,673,000

C 完成工事原価 (売上原価)

直近決算の損益計算書における完成工事原価

⑯ 1,025,037,000 (円)

店社等安全衛生経費率

店社等安全衛生経費率【B/C】 ⑰ 0.75%

⑮ 各社各項目の安全活動費
(年間の費用を入れてください)

例 事業保障保険

店社安全協力会費

店社安全教育費

資材置場・加工場の安全衛生経費等

⑯ 年間完成工事原価

店社等安全衛生経費率

B店社等安全衛生経費 / C完成工事原価

型枠工事安全衛生経費算定シート

現場名	標準単価	病院 (在来スラブ工法)			
【安全衛生経費・安全衛生経費率】					
D 現場見積金額	63,548,567 円	E 現場総数量			
F 型枠工期	2023年12月 ~ 2024年6月	7 延月数			
安全衛生経費率【A/D+B/C】		2.08%			
安全衛生経費		1,321,245 円			
型枠m ² 当り安全衛生経費		146 円/m ²			
※金額は小数点1位を四捨五入。数量は小数点第2位、経費率は小数点第3位を四捨五入					
A 現場の安全経費					
1. 保護具の購入費					
下記項目について、各現場の総人工数と各社の購入費用及び耐用年数を入れてください。 (請負範囲内の型枠工・解体工・墨出し工等で下請を含む総人工数)					
	耐用年数	総人工	購入金額	円/日	費用総額(円)
(1) 保護帽 (ヘルメット)	1	1,683	5,200	20.63	34,729
(2) 墜落制止用器具 (安全帯)	2	1,683	60,000	119.05	200,357
(3) 安全靴	0.5	1,683	10,000	79.37	133,571
(4) 空調服	2	1,683	20,000	39.68	66,786
(5) その他1 (保護メガネ)	1	1,683	700	2.78	4,675
(6) その他2 (反射ベスト)	1	1,683	1,000	3.97	6,679
				小計	446,796
※1年 252日 21日×12か月 とします。 ※「総人工」は当該工事の予定総人工数。「購入金額」は直近で購入した保護具の1個当り単価。					
2. その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目					
下記項目について、各現場の特有の安全活動費を入れてください。(職長活動、パトロール、新規入場等)					
	単価	時間	日数	費用総額(円)	
(1) 記載項目 (職長安全巡回等)	27,500	0.5	147	288,750	
(2) 記載項目 (職長会パトロール週1回)	27,500	1	28	110,000	
(3) 記載項目 ()					
(4) 記載項目 ()					
(5) 記載項目 ()					
(6) 記載項目 ()					
(7) 記載項目 ()					
				小計	398,750
A 現場安全経費				合計	845,546
現場安全衛生経費率		現場安全衛生経費率【A/D】		1.33%	

型枠工事安全衛生経費の算定

日本型枠標準見積書の見積金額・見積数量・総人工

(1)現場での安全衛生経費

シート1で**現場での安全衛生経費** (積上げ方式) を

(2)現場安全衛生経費率

現場安全衛生経費を現場見積金額 (直接工事費)
現場安全衛生経費率 1 を算出

(3)店社安全衛生経費

シート2・3で年間の**店社安全衛生経費**を集計

(4)店社安全衛生経費率

店社安全衛生経費を完成工事原価で除して
店社安全衛生経費率 2 を算出

(5)工事安全衛生経費率

現場及び店社等の安全衛生経費率を加算して
当該工事の安全衛生経費率を算出

(6)当該工事の安全衛生経費

工事見積金額に安全衛生経費率を乗じて
当該工事の安全衛生経費を算出

(7)型枠m²当り安全衛生経費

当該工事の安全衛生経費を現場型枠総m²数量で除
衛生経費のm²単価 (m²/円) を算出

日本型枠標準見積書に転記

日本型枠工事業協会	御中	御見積書
下記のとおり見積申し上げます。		
上事名称	新倉命カーブ 標準単価 病院(在来スラブ工法)	提出期限 2023/6/13
施工費	¥82,764,000 (税込)	納期工期 RC造病院
法定福利費	¥7,599,076 (税込)	現場質疑 地上7階建てRC造
合計	¥90,363,076 (税込)	工事番号 搬出入は8トニック車以上
施工場所 東京都下	業者コード 1FH3600、2FH3600、3F~H3300	項目番号 階段1・EV1、基礎H2450
特記事項 積置機用車支給、構内小運搬台車元請支給、搬出入	会社名	
トラック8トニック程度使用、支保工足元滑動防止はサポート底板と床土費板との	住所	
訂止めによる。特殊支保工元請支給。	電話番号	FAX番号
法定福利費の値引きは不可。		
図面仕様書契約条項及び現場係員指示によること。		

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
在来スラブ工法								
a. 労務費								
基礎普通型枠		m	972.0	¥3,461	¥3,364,082			
基礎打放型枠		m	8.0	¥3,451	¥27,608			
地上普通型枠		m	5,994.0	¥4,507	¥27,014,958			
地上打放型枠		m	2,045.0	¥4,559	¥9,323,155			
接近工法片面型枠補足		m	72.0	¥999	¥71,928			
ピット排水溝	W150×H50	m	59.0	¥1,826	¥107,734			
パルコニー排水溝	W150×H50	m	192.0	¥1,800	¥345,600			
屋上排水溝	W350×H50	m	37.0	¥1,822	¥67,414			
捨てコン枠	H50	m	421.0	¥553	¥232,813			
打録目地型枠		m	546.0	¥602	¥328,692			
誘発目地型枠		m	430.0	¥607	¥261,010			
構造スリット	垂直	m	643.0	¥1,608	¥1,033,944			構造スリット元請支給

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

本来「安全衛生経費」は「一般管理費」に含まれる。従来一般管理費に含まれていた安全に係る費用項目を、今回単独で表示することとなるが、実際の安全衛生管理活動自体は従来と異なるものではなく、型枠工事会社が工事現場や店社等で行う安全衛生管理項目を、元請会社と調整の上、上記安全衛生経費算定シートを用いてその費用の明細を作成し、見積書に表示するものである。

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額
構造スリット	水平	m	329.0	¥1,267	¥416,843		
※100%のフォーム貼付け	配管ピット天井	m	69.0	¥1,120	¥77,280		
※100%のフォーム貼付け	配管ピット壁	m	11.0	¥3,148	¥34,639		
吊りフック金物取付		箇所	2.0	¥7,993	¥15,986		
	計(a)	m	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696		
b.材料費		m	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271		
c.型枠運搬費		m	9,019.0	¥400	¥3,607,600		
	計(a+b+c)	m	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567		
d.一般管理費		m	9,019.0	¥1,150	¥10,371,691		
e.安全衛生管理費		m	9,019.0	¥146	¥1,321,245		
	計(a+b+c+d+e)	m	9,019.0	¥8,343	¥75,269,034		
	消費税	10%			¥7,526,000		
	A. 施工費計				¥82,766,000		
法定福利費	※雇用主負担率	16.170%	m	9,019.0	¥768	¥6,908,251	
	※当工事従事者加入率	100.0%			¥6,908,251		
	消費税	10%			¥690,625		
	B. 法定福利費計				¥7,599,076		
	合計(A+B)				¥90,365,076		

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

元請会社に提出する御見積書において、「一般管理費」に「**安全衛生経費**」を1行記載する。

記載事項は

- ①安全衛生経費率%
- ②型枠数量m²
- ③安全衛生経費率
- ④安全衛生経費金額円

但し一般管理費率から安全衛生経費率を除くもの

型枠工事安全衛生経費の見積書への記載

「一般管理費」の直下に「**安全衛生経費**」を1行記載する。

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	
構造スリット	水平	m	329.0	¥1,267	¥416,843		
※ 吹きフォーム貼付け	配管ピット天井	㎡	69.0	¥1,120	¥77,280		
※ 吹きフォーム貼付け	配管ピット壁	㎡	11.0	¥3,149	¥34,639		
吊りフック金物取付		箇所	2.0	¥7,993	¥15,986		
	計(a)	㎡	9,019.0	¥4,737	¥42,723,696		
b.材料費		㎡	9,019.0	¥1,909	¥17,217,271		
c.型枠運搬費		㎡	9,019.0	¥400	¥3,607,600		
	計 (a+b+c)	㎡	9,019.0	¥7,046	¥63,548,567		
d.一般管理費		16.3%	㎡	9,019.0	¥1,150	¥10,371,691	
e. 安全衛生経費		2.1%	㎡	9,019.0	¥146	¥1,321,245	
	計 (a+b+c+d+e)	㎡	9,019.0	¥8,343	¥75,269,034		
	消費税	10%			¥7,526,000		
	A. 施工費計				¥82,786,000		

型枠工事 御見積書の構成

御見積書

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費

¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費

¥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計

¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

提出期限

納期工期

RC造病院

現場質疑

地上7階建てRC造

工事番号

搬出入は8トニック車以上

項目番号

階段1・EV1、基礎H2450

名 称	仕 様	単位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m ²						
b. 材料費		m ²						
c. 型枠運搬費		m ²						
	計 (a+b+c)	m ²						
d. 一般管理費		% m ²						
e. 安全衛生経費		% m ²						
	計 (a+b+c+d+e)	m ²						
	消費 税	10%						
	A. 施工費計							
法定福利費	※雇用主負担率	% m ²						
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費 税	10%						
	B. 法定福利費計							
	合計 (A+B)							

御見積書 (案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

〇〇左官工業株式会社

〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区2番20号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48-4号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

担当者

見積金額 ￥〇〇〇

工事名

工期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合計					〇〇〇	

(案)

総合工事業者 各位

安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出させて戴きます。
建設技能者にかかる安全衛生経費の額は労務費の 9.0% です。

〈参考〉 左官業の建設技能者にかかる安全衛生経费率算出表



令和 6年 4月

(一社) 日本左官業組合連合会

日
左
連

(専門工事業団体・ゼネコン団体・施主団体・国交省・厚労省等で構成する

「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」のメンバーです。)

安全衛生経費 内訳書 (案)

【記載例】

① 個別工事現場における安全衛生経費

類番	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額 (税別)	備 考
	仮囲い	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	屋根高所作業用手すり	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	空調服		〇〇	人日	〇〇	〇〇〇	
	防暑たれ		〇〇	個	〇〇	〇〇〇	
小 計						〇〇〇	

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

	建設技能者にかかる安全衛生経費	労務費(〇〇〇円)				〇〇〇	労務費の9.0%
合 計						〇〇〇	

建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表 (案)

(一社)日本左官業組合連合会

2024/3/14

<設定条件>・令和6年度公共工事設計労務単価(東京都) **¥30,800** /日 (左官)

- 年間労働日数 **234日**/年 (令和5年6月16日 CCUSにおけるレベル別年収の公表[国土交通省]より)
- 労働時間8時間/日
- 労働年数は20歳~60歳の40年間と仮定

No.	名称	金額 (税別)	単位	単価/年 (税別)	摘要	備考
A 保護具の着用						
1	保護帽	6,400	個	2,133	耐用年数 ABS、PC、PE製(熱可塑性樹脂)異常が認められなくても3年以内 FRP製(熱硬化性樹脂)異常が認められなくても5年以内 装着体 異常が認められなくても1年以内	
2	墜落制止用器具(胴ベルト型)	15,000	個	7,500	使用期限:ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
3	墜落制止用器具(フルハーネス型)	30,000	個	15,000	使用期限:ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年、 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
4	保護眼鏡	2,500	個	15,000	普及品	
5	安全靴	6,000	足	12,000	"	
6	安全チョッキ	2,000	枚	667	"	
7	防塵マスク	4,000	個	48,000	"	
8	防塵フィルター	1,000	個	12,000	" (@100円×10個×12ヶ月)	
9	耳栓	500	セット	6,000	"	
B 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育						
10	雇入れ時教育	39,436	回	986	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年	受講料:中小建設業特別教育協会 8,636円
11	送り出し教育の受講	3,850	回	46,200	公共工事設計労務単価÷8時間×12回/年	
12	新規入場者教育の受講	3,850	回	46,200	"	
13	安全衛生協議会・職長会への参加	3,850	回	46,200	"	
14	災害防止協議会・安全パトロールへの参加	3,850	回	46,200	"	
15	朝礼・KY活動・一斉清掃等	1,283	回	300,300	公共工事設計労務単価÷8h×(20/60)×234日	
16	職長・安全衛生責任者教育	81,600	回	1,020	((公共工事設計労務単価×2日)+受講料)÷40年÷2	受講料:中小建設業特別教育協会 20,000円
17	足場組立て等特別教育	40,800	回	1,020	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年	受講料:中小建設業特別教育協会 10,000円
18	巻上げ機運転特別教育	40,345	回	1,009	"	受講料:中小建設業特別教育協会 9,545円
19	自由研削砥石取替試運転作業者特別教育	40,345	回	1,009	"	受講料:中小建設業特別教育協会 9,545円
20	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	40,345	回	1,009	"	受講料:中小建設業特別教育協会 9,545円
21	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	39,450	回	986	"	受講料:中小建設業特別教育協会 8,650円
22	高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)	39,618	回	990	"	受講料:労働技能講習協会 12,182円
23	職長等再教育及び安全衛生責任者教育	42,982	回	4,298	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年×8回÷2	受講料:労働技能講習協会 8,818円
24	フォークリフト運転技能講習	160,473	回	4,012	((公共工事設計労務単価×4日)+受講料)÷40年	受講料:東京技能講習協会 37,273円
25	玉掛け技能講習	82,964	回	2,074	((公共工事設計労務単価×2日)+受講料)÷40年	受講料:東京技能講習協会 21,364円
C 健康診断・その他						
26	一般定期健康診断	23,841	回	23,841	((公共工事設計労務単価×0.5日)+健康診断料)	健康診断料9,091円(レントゲン、血液検査、心電図、血圧、身長、体重、視力、聴力等)
27	アルコールチェッカー導入費	6,000	個	2,000	普及品	
合 計				647,654		1年間にかかる1人当りの安全衛生経費

建設技能者年収	30,800 × 234日			7,207,200	公共工事設計労務単価 × 年間労働日数	
安全衛生経費率	647,654 ÷ 7,207,200			9.0%	1年間にかかる1人当りの安全衛生経費 ÷ 建設技能者年収 × 100	労務費に対して

安全衛生経費を内訳明示した見積書作成手順

1.安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な労働災害防止対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、従来の総額によるものでなく、内訳として明示した見積書のことをいう。

2.内訳明示する安全衛生経費の算出方法

(1) 内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「〇〇工事における安全衛生経費対策項目の確認表【左官】」(以下「確認表」という。)等において、下請けが費用負担することを確認した項目とする。(確認表に記載が無いが、個別工事現場において必要となる安全衛生対策がある場合は、確認表の「追加項目」に記入し注文者と確認すること。)

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

(2) 安全衛生経費の基本的な算出方法

安全衛生経費の算出は、①個別工事現場の条件等により必要となる安全衛生対策(墜落等による危険の防止、公衆災害に要する対策(仮囲い等)等)と、②建設技能者にかかる安全衛生対策(保護具、安全衛生教育、健康診断等)で積算

【個別に積み上げて積算する計算の例】

例 1 仮囲い

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 2 墜転落防止対策（手すり）

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 3 空調服

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（購入金額）} \div \text{耐用期間} \times \text{使用日数}$$

例 4 防暑たれ

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（購入金額）} \div \text{耐用期間} \times \text{使用日数}$$

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

建設技能者 1 人当りの 1 年間にかかる安全衛生経費（保護具、安全衛生教育、作業従事者への技能講習、特別教育、健康診断等）を算出し、年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数）で除したものを「安全衛生経費率」とする。

次に、個別工事の見積書において、労務費に安全衛生経費率を乗じ、当該工事の安全衛生経費額を算出する。

なお、安全衛生経費率は（一社）日本左官業組合連合会が基づくデータ等を用いて作成した、工事費に含まれる平均的な安全衛生経費率をあらかじめ算出したもの（建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表）を使用する。

【経費の効果が及ぶ期間が 1 年でない安全衛生経費の期間按分計算の例】

例 A 耐用年数が複数年の設備等

【安全衛生経費率の計算式】

$$\text{安全衛生経費率} = \frac{\text{1年間にかかる安全衛生経費}}{\text{年収（公共工事設計労務単価} \times \text{年間労働日数（234日））}}$$

【個別工事の安全衛生経費の計算式】

$$\text{個別工事の安全衛生経費} = \text{個別工事の見積金額の労務費（値引き前、法定福利費加算前）} \times \text{安全衛生経費率}$$

○ 建設技能者にかかる安全衛生経費として計上する項目

代表的な安全衛生経費の計上対象項目を以下に示す。これを参考に個社及び個別工事現場の実情に応じて検証することとする。

建設技能者にかかる安全衛生経費

1) 保護具

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具（銅ベルト型）
- ③墜落制止用器具（フルハーネス型）
- ④保護眼鏡
- ⑤安全靴
- ⑥安全チョッキ
- ⑦防塵マスク
- ⑧防塵フィルター
- ⑨耳栓

- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨巻上げ機運転特別教育
- ⑩自由研削砥石取替試運転作業者特別教育
- ⑪フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑫酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑬高所作業車運転特別教育（作業床の高さ 10m 未満）
- ⑭職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑮フォークリフト運転技能講習
- ⑯玉掛け技能講習

3) 健康診断・その他

- ①一般定期健康診断
- ②アルコールチェッカー導入費

なお、これ以外の安全衛生経費の追加項目がある場合は、別項目で見積書に計上する。